

半田市工事施行事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、建設工事の施行に関する事務（以下「工事施行事務」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（事務の流れ）

第2条 工事施行事務の流れについては、別表第1のとおりとする。

（決裁等区分）

第3条 工事施行事務に係る決裁等の区分については、別表第2のとおりとする。

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

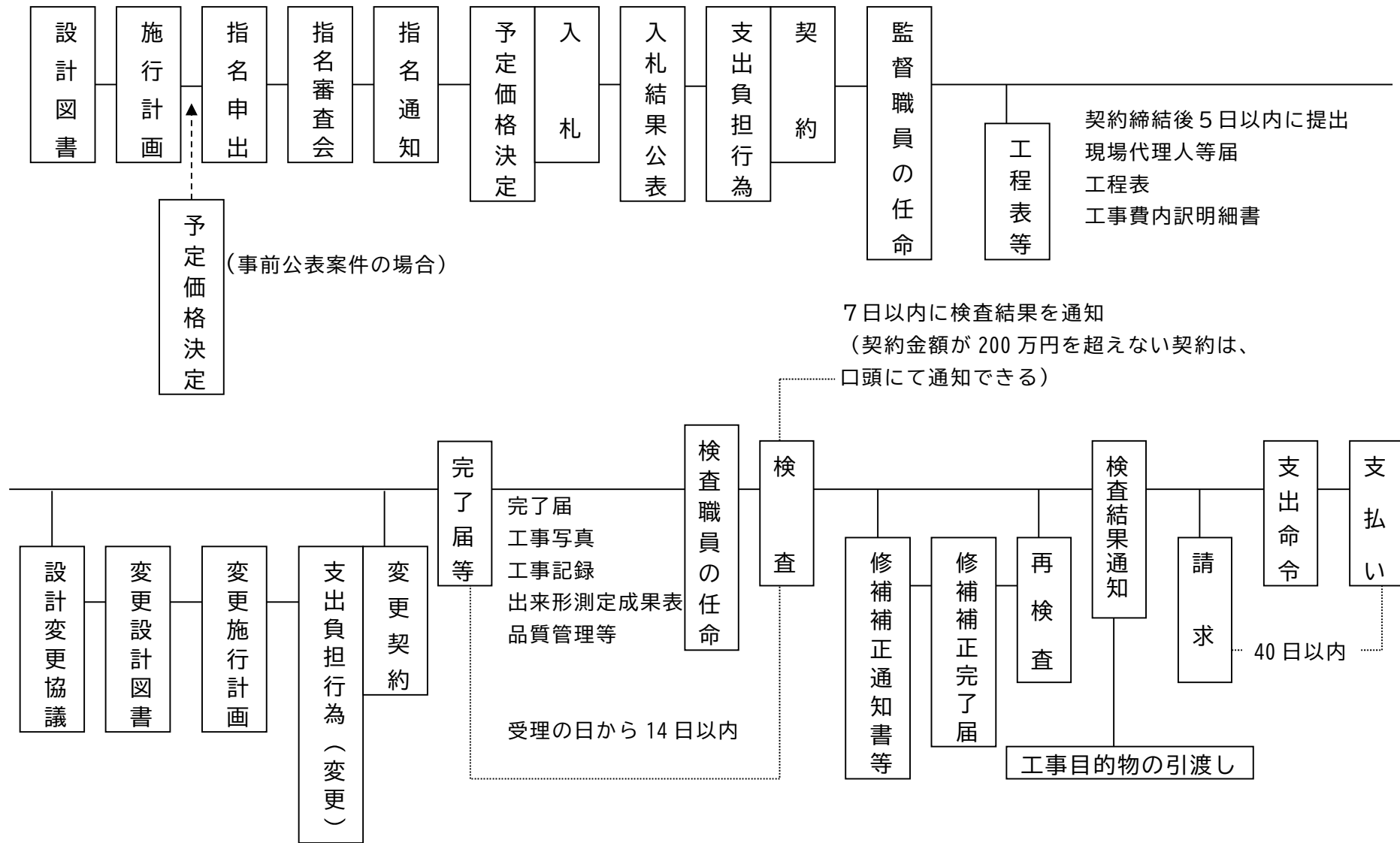
（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の規定は、令和8年度以後の予算に係る契約事務から適用し、令和7年度以前の予算に係る契約事務については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）工事施行事務の流れ



別表第2（第3条関係）工事施行事務決裁等区分

書類名等	決裁・供覧		市長	副市長	部長・監	課長	摘要	根拠
1	設計	図書				設計書表題決裁	施行計画回議書に添付。	
2	施行計画	回議書	五千万円以上のもの	五千万円未満	千五百万円以下 二百万円以下	三百五十万円以下	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
3	指名業者の指名						金額は設計金額を示す。	事務決裁規程 指名審査等事務取扱要綱
	指名業者選定申出書					二百万円を超えるもの	二百万円を超え千万円以下は総務課長の決裁により決定	
	指名業者決定調書						千万円を超えるものは指名審査会にて決定	
4	指名	通知				全ての工事		工事施行事務実施要綱
5	予定価格の決定		五千万円以上のもの	五千万円未満	千五百万円以下	三百五十万円以下	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
6	入札執行	調書			二百万円を超えるもの	二百万円以下	金額は設計金額を示す。（供覧）	工事施行事務実施要綱
7	契約結果	報告書					月末までに提出。	指名審査等事務取扱要綱
8	支出負担行為	決議票	八千五百万円以上のもの	八千五百万円未満	千五百万円以下	三百五十万円以下	千五百万円を超えるものは総務部長、会計管理者に合議。	事務決裁規程
9	契約	書	八千五百万円以上のもの	八千五百万円未満	千五百万円以下	三百五十万円以下		事務決裁規程
10	監督職員	任命通知書			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
11	施工	計画書					金額は設計金額を示す。	工事施行事務実施要綱
12	工事費内訳	明細書						
13	工程	表			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下		
14	現場代理人	等届						
15	変更設計	図書				変更設計書表題決裁	変更施行計画回議書に添付	
16	設計変更	協議書			元設計金額の30%を超える又は、五百万円を超えるもの	元設計金額の30%以内でかつ、五百万円以下	金額は設計変更による増減額を示す。 変更施行計画回議書に添付。	設計変更事務取扱要綱
17	変更協議書	(工期延長のみ)			十五日を超えるもの	十五日以下	日数は工期延長日数を示す。	
18	変更施行計画	回議書	五千万円以上のもの	五千万円未満	千五百万円以下	三百五十万円以下	金額は設計金額を示す。 増額変更の場合は変更後の金額、減額変更又は金額の変更を伴わない内容変更のみの場合は当初の金額による決裁区分とする。	事務決裁規程
19	支出負担行為	決議票 (変更)	八千五百万円以上のもの	八千五百万円未満	千五百万円以下	三百五十万円以下	千五百万円を超えるものは総務部長、会計管理者に合議。 増額変更の場合は変更後の金額、減額変更又は金額の変更を伴わない内容変更のみの場合は当初の金額による決裁区分とする。	事務決裁規程
20	変更	契約書	八千五百万円以上のもの	八千五百万円未満	千五百万円以下	三百五十万円以下	金額は設計金額を示す。 増額変更の場合は変更後の金額、減額変更又は金額の変更を伴わない内容変更のみの場合は当初の金額による決裁区分とする。	事務決裁規程
21	変更	契約書 (工期延長のみ)		三十日を超えるもの	三十日以下	十五日以下	日数は工期延長日数を示す。	事務決裁規程
22	写真	等			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。	工事施行事務実施要綱
23	完了	届						
24	検査	職員任命通知書			(総)一億五千万円を超えるもの	(総課)一億五千万円以下ただし、二百万円以下は担当課	金額は設計金額を示す。	事務決裁規程
25	工事	成績評定表			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。 専任監督員及び主任監督員は、工事完了時。検査職員は完了検査実施時。	工事検査要綱 工事施行事務実施要綱
26	検査	調書			(総)一億五千万円を超えるもの	(総課)一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。 二百万円以下は省略可。	財務規則 工事検査要綱 工事施行事務実施要綱
27	検査	結果通知書			一億五千万円を超えるもの	一億五千万円以下	金額は設計金額を示す。（供覧） 二百万円以下は口頭可。	
28	請求	書						
29	支出	命令票	一億五千万円以上のもの	一億五千万円未満	千五百万円以下 (総)八千五百万円以下	三百五十万円以下 (財)三千五百万円以下		事務決裁規程

(総)は総務部長、(財)は財政課長、(総課)は総務課長を示す。